

## 「特措法」後の部落の実態とこれからの課題

——二〇〇五年度鳥取県同和地区生活実態把握等調査から——

國歳 眞臣

### 要 約

二〇〇二年三月末をもって「地对財特法」が終了し、各自自治体が同和行政の縮小ないし廃止を検討しつつあるように思える。ただ一九九六年の意見具申が述べていたように、部落差別は決して解消せず厳存していることは確かである。本論文は、鳥取県が二〇〇五年に実施した実態調査により「特措法」終了後の差別の残存実態を提示し、これからの課題を明らかにする。

### 一 はじめに

鳥取県は、二〇〇〇年に「地对財特法第二条第一項に規定する対象地域におけるこれまでの同和対策の事業効果を測定し、同和地区の実態を把握することにより、今後の同和行政の基礎資料を得ること」を目的に、「同和地区実態把握等調査」を実施した。この調査のまとめと

して、筆者は次の点を指摘しておいた。

まず二〇〇〇年次の現状把握として、過去の差別実態と比較したとき、確かに様々な面で事業は成果をあげているが、「結果として差別は解消したといえない。差別実態の変容は生じているが、やはり差別は現存している。すなわち、差別実態が二極ないし三極に分化」しているとし、主要な課題として次の三点を指摘した。

まず第一に、「格差の多様化」<sup>㊦</sup>「差別の解消」の確認、

第二に安定的な就労構造の形成、なかでも中高年層への抜本的な雇用対策と、若年層の就労の場を保障するための低学力問題への取り組みの必要性、そして最後に、差別を解消するためには現状を正確に把握すること、すなわち平均的数量的把握よりも個別的質的に実態把握をする必要性の三点である。

今回の調査報告では、このうちの第一、第二の二点を中心に部落差別の現存を明らかにし、実態調査の必要性、および社会問題としての部落問題に対する行政的取り組みの継続を提起したい。

## 二 調査の概要

今回の調査は次のように実施された。

実施時期…「地区概況調査」二〇〇五年六月。

「生活実態調査」二〇〇五年七月。

調査対象…「地区概況調査」は、旧地対財特法に規定する対象地域（一〇七地区）、および同和地区を有する市町村（一七市町村）。回収率一〇〇%。

「生活実態調査」は六二二八世帯。回収率八八・四%。  
調査項目…「地区概況調査」は、人口構造、混住率、生活保護状況、隣保館の運営状況、土地改良、市町村道・

下水道の整備状況等。

「生活実態調査」は、世帯員票において、世帯主との続柄、配偶者の出生地、年金の加入状況、健康の状況と身体介護の状況、身体障害者の状況、就労状況、就労状況と就労希望、被差別の体験、結婚の状況など。世帯票として、住居の状況、経済状況、転出者の状況、事業経営の状況、農業経営の状況など。

調査方法…調査員（市町村職員のうち県が任命した者）が、協力員（同和関係者、またはその他の地元精通者のうちから県が任命した者）の協力を得て、同和地区内の調査対象世帯を訪問し、世帯主に面接のうえ各世帯員に聞き取り調査を行った。

なお本稿においては、就労構造の実態と被差別体験等に限定して分析を行いたい。調査結果全体については、鳥取県部落解放研究所から四月に公刊予定のものを参照されたい。

## 三 「特措法」後の実態―就労構造を中心に

かつて筆者は「鳥取県における部落の実態変化」（部落解放・人権研究所編『変容する部落』一九九九年）にお

いて、次のように記述した。

本県においては、同和対策事業の進展による住環境の整備、そして部落差別の結果極めて零細な農林業であったが故に切り捨てることができ、「技能工等」を職種とする建設業を自らの職業とすることにより収入を維持することを可能としたことにより貧困から一応脱出できたといえよう。

そして、鳥取県の部落の実態は、「改善の中の多様化」であり、「差別の解消」の状況にはないこと、そして主要な課題として、安定的な就労構造の形成を指摘していた。

今回の調査において、この点を確認してみたい。

### 1 産業分類別就労状況

現代日本は格差社会だといわれる。たしかに、二〇〇六年の国民生活基礎調査が明示したごとく、富裕階層と生活困苦層に二分されているのであろう。しかし、部落の場合には、生活困苦層に集中していることは明らかである。

今回の調査において、安定した世帯の経済状況を示す「住民税所得割課税世帯」が、部落の場合、五四・四％しか存在しないこと、そして「生活保護世帯」が、部落

の存在する市町村全体の六・四％に対し、部落では一九・七％と三倍に達していることが明らかになった(表1)。

こうした格差の根底にあるのが、部落の就労構造であろう。そこでまず、産業分類別就労状況からみてみたい。

表2は部落の有業者の産業分類別就労状況を示したものである。

この表によると、鳥取県の場合、「サービス業」が二五・九％と最も高く、次いで「建設業」の二四・四％、そして「製造業」一七・七％の順になっており、二〇〇〇年調査まで第一位であった「建設業」が六・三ポイント減少し、第二位となっている。そこで、性別にみると、男性の場合、「建設業」が三七・二％とずば抜けて高いこと、一方、女性の場合には、「サービス業」が三七・五％と高く、二〇〇〇年調査よ

表1 生活保護の受給状況

区 分	部落		報告市町村全体		
	被保護人員(人)	保護率(%)	被保護人員(人)	保護率(%)	
1993年	鳥取県	347	14.7	3,539	6.7
	全 国	46,422	6.7	454,501	6.6
2000年	鳥取県	349	16.0	3,135	5.7
2005年	鳥取県	398	19.7	3,622	6.4

表2 有業者の産業分類別就労状況 (15歳以上)

(単位 %) (単位 %)

区 分		総数 (人)	農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸・通信業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援	複合サービス業	サービス業 (2002年以降)		公務 (他に分類されないもの)	不明 (分類不能)	
																			サービス業 (他に分類されないもの)	サービス業 (2001年以前)			
部 落	1990	鳥取県 総数	—	10.3	0.9	0.6	0.3	29.2	23.2	2.7	—	3.8	5.8	0.8	0.1	—	—	—	—	11.9	5.6	4.6	
		鳥取県 男	—	8.9	1.4	0.8	0.5	42.4	13.6	2.9	—	6.0	4.6	0.4	0.2	—	—	—	—	9.2	5.1	4.0	
		鳥取県 女	—	12.1	0.3	0.3	0.1	11.1	36.2	2.4	—	0.7	7.4	1.4	0.0	—	—	—	—	15.6	6.3	6.1	
	1993	鳥取県	総数	2,253	8.1	0.6	0.5	0.4	31.4	20.3	2.8	—	4.4	9.3	1.8	0.0	—	—	—	—	11.4	8.8	0.1
			男	1,348	7.9	0.8	0.7	0.7	43.2	13.4	3.0	—	6.6	7.3	0.5	0.0	—	—	—	—	8.7	7.2	0.0
			女	905	8.4	0.3	0.1	0.0	13.9	30.4	2.5	—	1.2	12.4	3.8	0.0	—	—	—	—	15.5	11.3	0.2
		全国	総数	—	6.3	0.4	1.0	0.4	17.0	21.1	3.0	—	5.7	14.6	1.4	0.5	—	—	—	—	16.8	10.8	0.9
			男	—	6.1	0.5	1.2	0.5	24.8	18.5	3.9	—	8.7	10.4	0.7	0.6	—	—	—	—	12.8	10.6	0.7
			女	—	6.5	0.2	0.7	0.1	6.5	24.6	1.9	—	1.5	20.5	2.4	0.4	—	—	—	—	22.3	11.2	1.1
	2000	鳥取県	総数	10,742	8.8	0.6	0.6	0.2	30.7	18.1	3.2	—	3.9	8.0	1.0	0.2	—	—	—	—	16.2	7.6	0.8
			男	6,028	7.2	0.9	0.9	0.3	44.8	12.2	3.6	—	6.1	5.3	0.4	0.3	—	—	—	—	11.4	6.4	0.6
			女	4,714	11.0	0.2	0.3	0.2	12.7	25.7	2.6	—	1.2	11.6	1.7	0.1	—	—	—	—	22.5	9.3	1.1
2005	鳥取県	総数	9,237	8.6	0.5	0.6	0.3	24.4	17.7	2.3	0.8	3.4	5.7	1.1	0.2	3.2	5.8	1.7	3.0	12.2	—	7.1	
		男	5,127	8.0	0.7	0.9	0.3	37.2	14.6	3.0	1.0	5.5	4.1	0.5	0.3	2.0	1.4	0.8	2.4	9.9	—	6.3	
		女	4,110	9.2	0.3	0.3	0.2	8.5	21.6	1.5	0.6	0.9	7.7	1.9	0.1	4.8	11.2	2.6	3.7	15.0	—	8.1	
全 体	2002	鳥取県	総数	314,600	9.3	0.2	0.5	0.0	11.3	16.9	0.3	1.0	3.8	16.2	3.1	0.6	4.4	9.1	4.4	1.8	11.3	—	4.3
			男	175,800	8.8	0.2	0.8	0.1	16.8	17.4	0.6	1.2	6.2	14.5	2.6	0.5	2.6	3.8	3.5	2.2	10.8	—	6.0
			女	138,800	10.1	0.0	0.1	0.0	4.2	16.4	0.1	0.8	0.6	18.4	3.7	0.7	6.7	16.0	5.4	1.4	12.0	—	2.2
	全国	総数	65,009,300	4.2	0.1	0.4	0.1	9.4	18.8	0.6	2.7	5.1	18.0	2.7	1.4	5.6	7.5	4.3	1.2	13.0	—	3.3	
		男	38,034,100	3.9	0.1	0.5	0.1	13.5	21.3	0.8	3.3	7.3	15.5	2.2	1.5	3.8	2.9	3.4	1.3	12.7	—	4.4	
		女	26,975,300	4.5	0.0	0.3	0.0	3.6	15.3	0.2	1.9	2.1	21.5	3.5	1.4	8.0	14.1	5.7	1.0	13.5	—	1.8	

2002年：就業構造基本調査

り一五ポイントも増加している。

要するに、鳥取県の部落の特徴ともいえる「建設業」の就労率は減少ししつつあるが、県平均と比較すると依然高く、特に本県の部落の男性にとって主要な産業といえる。

また、鳥取県の部落の産業別就労に関して、「第三次産業化」に着目してみれば、女性の場合には徐々に進展しつつあるが、男性の場合には依然として第二次産業就労率が高く、五一・八%となっている。ちなみに、本県平均では、男性が七四・六%、女性八五・八%という第三次産業就労率となっている。

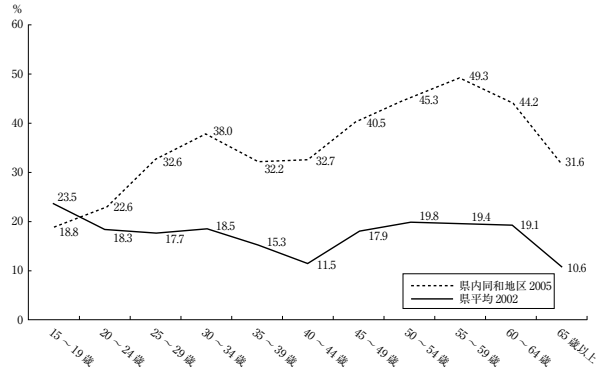
「建設業」への本県男性の就労者を年齢階級別にみると(図1)、県平均では、生産年齢の中心である「二〇～四九歳」までは一五%前後しかなく、他の年代においても「五〇～六四歳」の一%台が目につく程度である。

一方、県内部落の男性の場合には、「一五～二四歳」の二〇%前後以外は、三〇～四〇%前後であり、特に四五歳以上で四〇～五〇%という高さである。いずれにせよ、部落の男性の就労の中心は「建設業」という実態は、「法

「職業達成の格差」が「結果の不平等」として存在していたといえよう。

現在、少なくとも初等教育・中等教育においては、部落の子どもたちにも「教育の機会均等」が保障されているが、高等教育に関してははまだ格差が存在している（表

図1 年齢階級別「建設業」就労（男）



期限後も継続している。

こうした産業分類別就労率において、依然として「建設業」就労率が高いという実態は、教育状況を反映したものとわかれてきた。すなわち、学歴格差が就労の格差に直結するという見方である。たしかに以前は、「教育の機会均等」が実質的に保障されず、その結果、

3)。

表4をみてみたい。この表は性別・学歴別に産業分類別就労者の割合をみたものである。

まず部落の女性の場合、「製造業」就労率が二〇%を超えているのは、小中卒・高校卒であるが、他の学歴の場合には「サービス業」へと移行しており、第三次産業就労への移行が進んでいるのは明白である。

一方、部落の男性の場合には、学歴に関係なく「建設業」就労率が高く、高等教育修了者の場合でも「高等専門学校卒」で三二・六%を占め、「短期大学卒」でも二二・〇%、「大学卒」でも一九・八%となっている。確かに学歴が高くなるにつれて「公務」をはじめ「サービス業」が増加しているが、「建設業」就労率自体は依然として一定程度維持されており、

表3 中学校卒業者・高等学校卒業者の進学率の推移

(単位 %)

区分	1968	1978	1988	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
中学校卒業者進学率	部落	59.7	95.3	94.2	92.2	91.8	90.1	91.9	95.5	96.2	97.8
	県全体	82.7	96.9	96.1	95.6	95.2	95.2	96.0	96.6	96.9	96.9
高等学校卒業者進学率	部落	—	14.2	19.8	24.7	27.8	31.3	29.0	25.7	29.3	28.8
	県全体	—	37.6	32.2	37.0	38.0	39.5	39.4	38.2	37.7	39.9

2005年度 学校基本調査

(鳥取県教育委員会作成)

表4 性別・学歴別・産業分類別有業者数（部落・15歳以上）

（単位 %）

区 分		総数 (人)	農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運 輸	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されないもの）	不明（分類不能）
小・中卒	男女	1406	17.9	1.1	2.0	0.5	50.6	6.5	1.1	0.1	5.0	1.8	0.1	0.4	1.5	0.4	0.1	0.7	7.5	2.1	0.6
		944	27.1	0.5	0.5	0.3	10.2	20.3	0.7	0.1	1.1	5.6	0.6	0.1	5.2	2.3	0.2	3.0	17.8	3.2	1.1
高校卒	男女	2796	4.4	0.4	0.4	0.3	34.7	19.7	4.0	0.7	6.5	4.7	0.5	0.2	2.2	0.8	0.3	2.6	10.3	6.1	1.3
		2203	4.4	0.1	0.3	0.3	8.9	27.3	2.0	0.6	1.0	9.4	2.4	0.1	5.5	8.5	1.3	4.5	14.4	7.2	1.6
高等専門学校卒	男女	132	2.3	—	0.8	—	32.6	18.2	5.3	2.3	5.3	4.5	—	0.8	1.5	4.5	0.8	4.5	9.8	6.8	—
		103	1.9	—	1.0	—	8.7	15.5	2.9	—	—	5.8	1.0	—	3.9	30.1	1.9	3.9	14.6	6.8	1.9
短期大学卒	男女	50	6.0	—	—	—	22.0	6.0	2.0	4.0	—	4.0	2.0	—	2.0	8.0	2.0	2.0	16.0	20.0	4.0
		345	1.7	—	—	—	6.4	9.6	0.6	0.6	0.9	6.1	3.8	0.3	2.0	18.6	12.5	3.5	9.6	21.7	2.3
大学卒	男女	389	4.6	0.5	0.3	0.3	19.8	11.3	2.8	4.1	1.3	8.7	2.3	1.3	1.5	3.1	7.7	4.4	5.7	19.0	1.3
		127	—	—	—	—	7.1	7.1	0.8	3.9	0.8	4.7	3.9	0.8	1.6	15.0	25.2	—	9.4	19.7	—
大学院卒	男女	14	—	—	—	—	7.1	14.3	—	7.1	—	14.3	—	—	—	14.3	—	—	7.1	35.7	—
		3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66.7	—	—	33.3	—
専修学校卒	男女	165	3.0	1.2	—	—	30.3	9.1	1.8	3.0	3.6	1.2	—	—	1.8	8.5	0.6	4.8	21.2	7.9	1.8
		200	2.5	1.0	—	—	3.0	11.0	0.5	—	—	7.5	0.5	—	2.5	38.0	2.5	2.5	17.5	10.0	1.0
各種学校卒	男女	98	2.0	2.0	1.0	—	20.4	16.3	1.0	1.0	3.1	3.1	—	—	3.1	7.1	—	7.1	24.5	8.2	—
		122	3.3	0.8	—	0.8	4.1	4.9	0.8	0.8	—	4.1	—	—	3.3	45.1	2.5	2.5	16.4	9.8	0.8

ここに部落差別の本質である「質的に違ったものとして排除される」という、差別の解消していない実態が確認できる。

## 2 職業分類別労状況

次に、部落の仕事内容の変化をみてみる。

表5に明白なように、「技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業者」四〇・八%、「事務従事者」一三・〇%、「農林漁業従事者」九・七%となっており、前回調査より「事務従事者」が二・五ポイント増加しているが、依然として労務職と・技能・建設職の比率は四〇%前後を維持しており、圧倒的比率を占めている。特に性別にみると、鳥取県の部落の男性の場合には、労務職と技能・建設職の就労率で五〇%を超えている。

図2は「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」の割合を男性の年齢別にみたものである。

この図が示すように、二〇歳から三四歳という部落の若年層において労務職と技能・建設職の就労率は五三%を超えており、次いで五〇歳代が五二%となっており、三〇歳代以下の層で仕事内容に変化が起きている、という状況は、少なくとも鳥取県の部落の男性には該当しない。

表5 有業者の職業分類別就労状況（15歳以上）

(単位 %) (分類不能の職業)

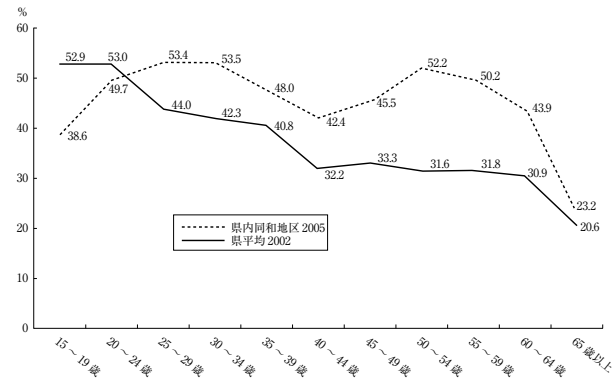
区分	職業分類	総数(人)	職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	従事者	サービス職業	保安職業従事者	農林漁業従事者	運輸・通信従事者	製造・建設作業者及び労務作業者	技能工・採掘	不明	
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
部落	1990 鳥取県	総数	—	11.0	5.2	7.9	4.7	8.3	0.4	10.7	3.7	43.6	4.5	—	
		男	—	14.2	8.1	3.7	4.2	6.0	0.6	9.7	6.3	43.6	3.4	—	
		女	—	6.8	1.3	13.6	5.4	11.4	0.1	12.1	0.2	43.6	5.3	—	
	1993 鳥取県	総数	2,253	14.3	6.1	10.3	6.7	7.5	0.5	8.7	4.1	41.4	0.3	—	
		男	1,348	16.1	8.8	3.9	5.7	4.8	0.7	9.1	6.6	44.3	0.2	—	
		女	905	11.7	2.1	20.0	8.2	11.6	0.2	8.3	0.3	37.0	0.6	—	
		全国	総数	—	12.9	4.8	11.6	10.0	11.5	0.6	7.2	4.8	35.0	1.5	—
			男	—	14.6	7.3	6.9	7.7	8.9	1.0	7.3	8.0	39.1	1.3	—
			女	—	10.5	1.4	18.0	13.1	17.9	0.1	7.1	0.5	29.5	1.8	—
	2000 鳥取県	総数	10,742	15.4	6.6	10.5	6.3	9.7	0.4	8.7	3.0	38.2	1.4	—	
		男	6,028	17.8	9.7	4.2	4.4	6.2	0.6	7.5	5.0	43.6	1.0	—	
		女	4,714	12.3	2.6	18.4	8.7	14.1	0.1	10.2	0.5	31.1	1.9	—	
2005 鳥取県	総数	7,900	8.9	6.4	13.0	8.1	5.3	0.7	9.7	3.6	40.8	3.6	—		
	男	4,555	5.3	8.9	6.9	4.5	3.3	1.2	9.0	5.9	51.9	3.2	—		
	女	3,345	13.9	2.9	21.3	12.9	8.0	0.0	10.6	0.5	25.8	4.2	—		
全体 2002	鳥取県	総数	314,600	12.3	3.6	18.1	12.6	8.2	1.7	9.8	2.9	29.5	1.3	—	
		男	175,800	10.6	5.6	12.2	13.0	4.2	2.9	9.7	5.2	35.3	1.5	—	
		女	138,800	14.5	1.1	25.6	12.2	13.3	0.1	9.9	0.1	22.1	1.1	—	
	全国	総数	65,009,300	13.8	3.1	19.6	14.4	9.7	1.6	4.6	3.4	28.4	1.4	—	
		男	38,034,100	12.8	4.8	12.9	15.4	5.7	2.6	4.6	5.5	34.4	1.4	—	
		女	26,975,300	15.4	0.8	29.1	13.1	15.2	0.2	4.6	0.4	19.8	1.4	—	

2002年：就業構造基本調査

近年の日本の職業分類別就業人口の特徴は、高等教育の普及にとともに「専門的・技術的職業従事者」および「事務従事者」の比率の増加が顕著になる一方で、「農林漁業従事者」「技能工、採掘・製造・建設作業及び労務

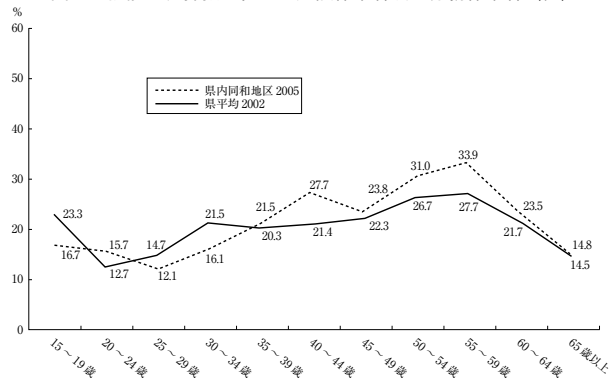
いえよう。

図2 技能工・採掘・製造・建設作業者及び労務作業者(男)



一方、図3は部落の女性の労働職と技能・建設職の就労率を年齢別にみたものである。たしかに女性の場合にも高率（二五・八％）を示すが、この図が示すように、三〇歳代を境にして一五％前後に減少しており、部落の女性の仕事内容は変化し

図3 技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者（女）



作業者」運輸・通信従事者」の比率が低下しつつあるという点である。特に、「専門的・技術的職業従事者」は高等教育を前提としており、鳥取県平均の一・三％に対し、三年後でも部落は八・九％にとどまることは、学歴の格差を考えると納得できる数字と

いえよう。  
表6により、学歴による県内部落の職業の違いをみてみよう。  
高等教育修了者、とくに女性では、「専門的・技術的職業従事者」が多くなっていることがわかる。この表だ

表6 性別・学歴別・職業分類別有業者数（部落・15歳以上）

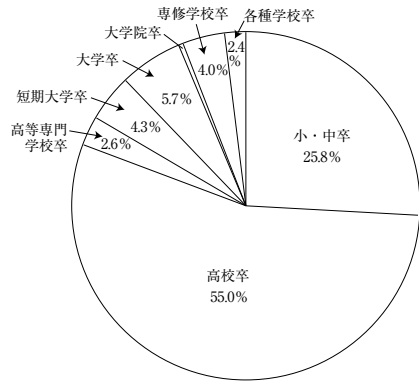
(単位 %) (単位)

区分	性別	総数(人)	職業分類別有業者数 (%)									
			専門的・技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	保安職業従事者	農林漁業従事者	運輸・通信従事者	建設作業者及び労務作業者	技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者
小・中卒	男	1406	1.6	9.8	0.8	2.0	2.3	0.8	20.1	5.2	55.0	2.5
	女	944	1.8	3.6	5.9	11.5	7.4	—	32.0	1.0	33.6	3.2
高校卒	男	2796	3.9	7.6	7.4	5.5	3.0	1.6	4.6	6.8	56.4	3.2
	女	2203	5.7	3.0	27.7	15.7	7.8	—	4.8	0.5	30.1	4.7
高等専門学校卒	男	132	11.8	11.8	6.8	4.2	5.9	—	2.6	6.8	48.3	1.7
	女	103	38.3	3.5	17.5	10.4	12.8	—	2.3	—	14.0	1.2
短期大学卒	男	50	19.5	14.6	17.1	4.9	9.8	2.4	4.9	2.4	14.6	9.8
	女	345	41.6	1.9	33.4	7.0	5.6	—	1.9	—	5.6	3.0
大学卒	男	389	18.4	15.6	23.6	7.0	2.1	2.1	4.7	1.2	22.1	3.1
	女	127	47.8	5.3	29.2	6.2	2.7	—	—	0.9	4.4	3.5
大学院卒	男	14	10.0	—	40.1	10.0	10.0	10.0	—	—	20.1	—
	女	3	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
専修学校卒	男	165	21.9	10.3	9.6	2.0	9.6	—	3.4	6.9	33.6	2.7
	女	200	46.9	—	9.1	9.7	17.1	—	1.7	—	13.7	1.7
各種学校卒	男	98	8.1	5.4	6.8	5.4	12.2	1.3	6.8	4.1	48.6	1.3
	女	122	51.4	1.9	12.7	7.8	9.7	—	3.9	—	11.6	0.9

けをみると極めて高い数字が出ていますが、部落の有業者全体に占める高等教育修了率は極めて低く(図4参照)、その意味では学歴の格差をなくすことが今以上に求められる。



図4 有業者の学歴(部落・15歳以上)



「事務従事者」率は増加傾向にあり、二〇〇五年の調査では二一・三%となり、二〇〇二年県平均の二五・六%より四ポイント低いだけである。

しかし、図5をみると、部落の女性の場合、事務職への就労率が二〇%を超えているのは、二五〜四四歳までである。二〇〇二年県平均と比較すると、五〜一五ポイント程度の差があり、この背景には部落差別の結果としての格差が存在している。

同様のことは「事務従事者」、男性の「管理的職業従事者」についてもいえる。

例えば、部落の女性の「事務従事者」率をみてみよう。表5にみられるように、女性の「事

### 3 不安定雇用の実態

以上みたごとく、部落差別の結果としての教育の「機会不均等」によって生じたとされる就労構造の格差は、いくつかの例外(例えば本県の場合、部落の男性の「建設業就労率」等)を除き、改善の方向に向かいつつあるといえる。それでは、部落の就労実態は改善されているのであろうか。この点を、雇用の形態及び賃金形態についてみてみよう。

就労形態について本県の部落の特徴として指摘されてきたのは、①臨時雇・

図5 事務従事者(女)

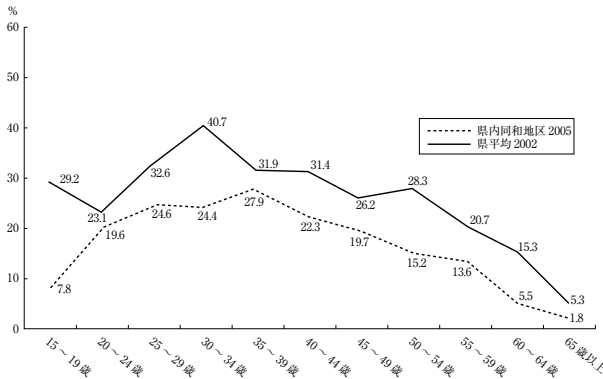


表7 有業者の就労形態（15歳以上）

（単位：%）

区分	総数（人）	雇用者				会社・ 団体等 の役員	自営 業主	雇人		自家営業 の手伝い	家庭で 内職	不明 （その他 を含む）				
		常 雇	臨時雇	日 雇	雇人 あり			雇人 なし								
部落	1990	鳥取県	総数	—	72.0	53.4	6.2	12.4	2.3	13.2	4.5	8.7	7.7	1.9	2.9	
			男	—	72.4	52.7	3.8	15.9	3.1	18.4	7.2	11.2	3.4	0.1	2.6	
		女	—	71.4	54.3	9.5	7.5	1.1	6.0	0.8	5.1	13.6	4.4	3.5		
	1993	鳥取県	総数	2,253	77.0	63.5	5.7	7.8	3.6	13.9	5.2	8.7	5.2	0.2	0.1	
			男	1,348	73.7	60.8	3.5	9.4	4.4	19.5	8.0	11.5	2.3	—	0.1	
		女	905	81.8	67.4	9.1	5.3	2.5	5.5	1.1	4.4	9.5	0.6	0.1		
	全 国	総数	—	73.6	58.5	9.4	5.7	1.9	15.2	5.2	10.0	7.1	1.6	0.6		
		男	—	72.7	63.4	3.9	5.4	2.5	21.6	7.8	13.7	2.6	0.2	0.5		
		女	—	74.8	51.8	17.0	6.1	1.1	6.4	1.6	4.8	13.3	3.5	0.8		
	2000	鳥取県	総数	10,742	75.3	58.0	9.3	8.0	4.2	12.9	4.8	8.1	5.2	1.5	1.0	
			男	6,028	74.8	61.2	4.3	9.2	5.0	17.6	7.6	10.0	1.8	0.2	0.8	
		女	4,714	75.9	53.9	15.6	6.4	3.2	7.0	1.3	5.7	9.5	3.1	1.3		
	2005	鳥取県	総数	9,237	76.7	55.6	13.6	7.5	3.5	12.1	4.2	7.9	5.2	1.0	1.7	
			男	5,127	74.8	59.2	7.3	8.3	4.5	16.5	6.4	10.1	2.5	0.3	1.5	
		女	4,110	78.9	51.1	21.4	6.4	2.2	6.3	1.3	5.0	8.6	1.9	2.1		
	全 体	2002	鳥取県	総数	314,600	75.3	64.3	8.5	2.5	5.2	12.7	—	—	6.6	—	—
				男	175,800	74.6	68.1	4.6	2.0	7.1	16.0	—	—	2.1	—	—
			女	138,800	76.2	59.5	13.5	3.1	3.0	8.4	—	—	12.3	—	—	
全 国		総数	65,009,300	78.2	66.1	9.7	2.4	6.0	10.3	2.8	7.5	4.8	0.5	—		
		男	38,034,100	76.9	69.8	5.1	2.0	7.8	13.5	3.9	9.6	1.5	0.1	—		
		女	26,975,300	80.0	60.9	16.1	3.0	3.5	5.8	1.2	4.6	9.4	1.1	—		

2002年：就業構造基本調査

日雇という不安定雇用率の高さ、②「自営業主」（雇人なし）が少ないこと、③会社・団体の役員が少ないこと、という三点であった。表7によると、「常雇」五五・八％であり、二〇〇〇年調査より二・四ポイント減少し、二〇〇二年県平均に比べ八・七ポイント低くなっている。逆に、「臨時雇」は一三・六％、「日雇」七・五％となっており、両者を合わせた。不安定雇用率二一・一％は二〇〇〇年調査より三・八ポイント増加している。県平均の不安定雇用率一一・〇％に対し、部落では約二倍の不安定雇用率になっている。

性別で特徴的なのは、部落の女性の「常雇」は五一・一％、前回調査より二・八ポイント減少し、県平均（女性）より八・四ポイント低くなっていることである。

この不安定雇用状況を年齢別・性別にみたのが表8である。

この表によると、部落の男性の「常雇」は二五・二九歳代の七九・〇％をはじめ、三〇歳・四〇歳代でも七〇％を超えているが、年齢が高くなるにつれて減少している。

一方、部落の女性の「常雇」率は二五～二九歳の六八・六％を最高に、六〇％を超えている年齢層は少なく、逆に、「不安定雇用」率は一五～一九歳の四七・八％、二

表8 年齢階級別・性別・就労形態別有業者数(部落・15歳以上)

(単位%)

区分	総数(人)	雇用者				会社・団体等の役員		自営業主	雇人あり		雇人なし	自家営業の手伝い	家庭で内職	不明(その他を含む)
		常	臨	臨時雇	日雇									
15～19歳	男女	101	95.0	68.3	19.8	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	4.0
	男女	90	96.7	48.9	31.1	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3
20～24歳	男女	447	92.2	67.8	16.1	8.3	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.2	1.8
	男女	331	95.5	65.6	25.4	4.5	0.9	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	1.8
25～29歳	男女	442	93.1	79.0	6.6	7.5	2.5	0.7	0.5	0.2	2.9	0.2	0.7	0.7
	男女	341	92.6	68.6	19.9	4.1	0.9	2.1	0.9	1.2	2.1	0.6	1.8	1.8
30～34歳	男女	432	84.5	70.4	6.5	7.6	3.5	4.4	2.1	2.3	6.0	0.0	1.6	1.6
	男女	349	92.0	64.2	21.2	6.6	0.9	0.9	0.9	0.0	4.3	0.9	1.1	1.1
35～39歳	男女	404	85.2	74.3	6.2	4.7	3.5	6.4	3.7	2.7	2.7	0.2	2.0	2.0
	男女	315	85.1	57.5	21.9	5.7	2.9	2.9	1.0	1.9	3.8	2.2	3.2	3.2
40～44歳	男女	483	83.2	75.6	3.3	4.3	4.8	9.3	4.1	5.2	1.7	0.2	0.8	0.8
	男女	457	87.8	61.7	20.8	5.3	2.6	3.3	1.3	2.0	3.1	2.2	1.1	1.1
45～49歳	男女	664	79.2	69.1	3.6	6.5	4.8	14.0	6.3	7.7	0.9	0.3	0.8	0.8
	男女	557	83.5	58.2	21.7	3.6	2.9	6.0	1.3	4.7	5.6	1.3	0.9	0.9
50～54歳	男女	696	73.2	60.9	4.0	8.3	5.5	19.5	9.2	10.3	0.9	0.0	0.9	0.9
	男女	554	82.1	55.2	21.7	5.2	2.0	5.6	1.6	4.0	7.4	2.0	0.9	0.9
55～59歳	男女	592	69.8	51.9	7.1	10.8	5.2	23.8	12.0	11.8	0.3	0.0	0.8	0.8
	男女	469	72.7	44.1	20.9	7.7	3.0	6.4	2.3	4.1	11.9	3.6	2.3	2.3
60～64歳	男女	328	56.9	28.0	14.0	14.9	5.8	32.3	11.9	20.4	1.8	0.6	2.4	2.4
	男女	253	61.2	20.9	26.9	13.4	0.8	13.1	1.6	11.5	18.6	3.2	3.2	3.2
65～69歳	男女	236	44.0	15.7	9.7	18.6	3.0	44.9	11.4	33.5	3.8	0.4	3.8	3.8
	男女	183	42.6	9.8	20.2	12.6	4.4	19.7	1.1	18.6	25.7	2.7	4.9	4.9
70～74歳	男女	173	24.8	8.1	6.9	9.8	9.2	56.7	13.9	42.8	6.9	0.0	2.3	2.3
	男女	140	19.2	5.7	6.4	7.1	3.6	27.2	2.9	24.3	40.7	3.6	5.7	5.7
75～79歳	男女	91	18.7	11.0	5.5	2.2	11.0	58.3	11.0	47.3	5.5	2.2	4.4	4.4
	男女	59	22.1	3.4	11.9	6.8	6.8	37.3	3.4	33.9	25.4	3.4	5.1	5.1
80～84歳	男女	31	6.5	0.0	6.5	0.0	9.7	71.0	22.6	48.4	6.5	3.2	3.2	3.2
	男女	12	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	41.7	0.0	16.7	16.7
85歳以上	男女	7	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	28.6	0.0	28.6	42.9	0.0	0.0	0.0
	男女	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○(二四歳の二九・九%をはじめ、ほぼすべての年齢層において二〇%を超えている。

形態が、男性二三・四%、女性一六・四%となっている。さらに「製造業」においては、女性の不安定雇用率は二

産業分類別・性別に部落の就労形態をみると(表9)、「常雇」の割合が八割を超える業種は、「製造業」の男性八一・九%、「運輸業」の男性八〇・〇%、「金融・保険業」の女性八四・六%、「公務」の男性八二・三%となっており、製造業・公務以外は部落の就労率の低い業種である。

一方、「臨時雇」・「日雇」を合わせた不安定雇用率が三割を超える業種は、「卸売・小売業」の女性三三・四%、「飲食店・宿泊業」の女性三八・九%、「複合サービス業」の女性三九・〇%、「教育・学習支援業」の女性四〇・二%、「サービス業」の女性四〇・二%、「公務」の女性四〇・五%となっている。要するに、部落の女性の就労が進んでいる業種ではあるが、いわゆる正規雇用としてではないことがわかる。

また、本県の部落の主たる就労先についてみてみると、「建設業」の場合、「常雇」は男性五二・六%、女性四四・〇%、不安定雇用

表9 産業分類別・性別・就労形態別有業者数(部落・15歳以上)

(単位 %)

区分	性別	総数 (人)	雇用者				会社・ 団体等 の役員	自営 業主	雇用者		自家営業 の手伝い	家庭で 内職	不明 (その他 を含む)
			常	雇	臨時雇	日			雇人 あり	雇人 なし			
農業	男	413	9.4	6.5	1.7	1.2	1.5	73.1	9.7	63.4	11.4	0.7	3.9
	女	381	12.1	4.2	3.4	4.5	0.5	28.6	0.8	27.8	48.8	2.6	7.3
林業	男	34	53.0	32.4	8.8	11.8	5.9	32.3	17.6	14.7	8.8	—	—
	女	11	63.7	36.4	18.2	9.1	—	9.1	—	9.1	27.3	—	—
漁業	男	45	35.6	26.7	2.2	6.7	—	55.5	4.4	51.1	6.7	—	2.2
	女	13	46.2	15.4	23.1	7.7	—	7.7	7.7	—	46.2	—	—
建設業	男	1,909	76.0	52.6	6.4	17.0	7.1	14.0	9.2	4.8	1.8	—	1.0
	女	348	60.4	44.0	6.9	9.5	14.9	5.2	4.9	0.3	18.7	0.3	0.6
製造業	男	751	90.6	81.9	6.4	2.3	1.6	5.9	2.8	3.1	1.2	0.8	—
	女	889	91.2	64.5	20.7	6.0	1.3	0.4	0.2	0.2	2.1	4.5	0.4
電気・ガス・ 熱供給・水	男	153	84.3	73.2	6.5	4.6	3.3	9.8	3.9	5.9	2.0	—	0.7
	女	61	82.0	57.4	19.7	4.9	—	1.6	1.6	—	13.1	3.3	—
運輸業	男	50	92.0	80.0	10.0	2.0	—	8.0	2.0	6.0	—	—	—
	女	23	91.2	73.9	13.0	4.3	4.3	4.3	—	4.3	—	—	—
情報通信業	男	281	81.8	72.6	6.0	3.2	3.6	12.8	5.7	7.1	1.1	—	0.7
	女	36	69.5	47.2	16.7	5.6	11.1	2.8	—	2.8	13.9	—	2.8
卸売・ 小売業	男	208	77.4	66.3	7.7	3.4	5.3	14.0	7.7	6.3	2.4	—	1.0
	女	317	85.5	52.1	27.4	6.0	0.9	7.5	0.9	6.6	5.0	0.6	0.3
金融・ 保険業	男	27	74.1	74.1	—	—	3.7	22.2	3.7	18.5	—	—	—
	女	78	94.9	84.6	10.3	—	—	3.9	2.6	1.3	1.3	—	—
飲食店・ 宿泊業	男	100	69.0	49.0	19.0	1.0	2.0	21.0	12.0	9.0	5.0	—	3.0
	女	198	82.3	43.4	28.3	10.6	0.5	10.1	3.5	6.6	6.6	—	0.5
医療・福祉	男	74	83.8	77.0	4.1	2.7	6.8	6.8	—	6.8	—	—	2.7
	女	461	98.0	75.9	19.3	2.8	0.4	0.7	—	0.7	0.2	—	0.7
教育・ 学習支援業	男	43	90.6	76.7	11.6	2.3	4.7	4.7	4.7	—	—	—	—
	女	117	96.6	56.4	38.5	1.7	—	3.4	—	3.4	—	—	—
複合 サービス業	男	121	94.2	79.3	9.9	5.0	1.7	3.3	0.8	2.5	—	0.8	—
	女	154	92.9	53.9	26.0	13.0	2.6	2.6	—	2.6	—	1.3	0.6
サービス業	男	509	79.4	62.3	11.0	6.1	3.3	13.8	5.7	8.1	2.8	0.2	0.6
	女	620	81.0	41.8	28.4	10.8	1.0	10.1	2.7	7.4	4.7	1.9	1.3
公 務	男	322	94.7	82.3	11.5	0.9	3.1	1.5	0.3	1.2	—	—	0.3
	女	331	96.7	56.2	37.5	3.0	0.6	0.3	—	0.3	0.3	1.2	0.9

(注) 鉱業・不動産業の就労者は少ないため除外

六・七％となっている。そして現在、部落の女性にとつて主要産業である「サービス業」の就労形態をみると、

最後に、職業分類別給与形態の側面から部落の不安定雇用の状況を明らかにしておきたい(表11)。

「常雇」率四一・八％、不安定雇用率三九・二％である。こうした就労形態の実態を反映したものが、部落の有業者の収入状況である(表10)。

部落の有業者の一年間の収入状況をみると、「二〇〇万円未満」が四五・四％を占めており、二〇〇〇年の前回調査より四・六ポイント増加している。さらに「二五〇万円未満」でみると部落の場合、六〇・〇％と、県平均より八・四ポイント高くなっており、本県の部落の場合、収入面では五年前より低下し、県平均との格差はさらに拡大している。

性別でみると、部落の男女間における収入面での格差も大きい。不安定雇用率の結果ともいえるが、「二五〇万円未満」が、男性の四七・八％に対し、女性は七五・三％となっている。

表10 有業者の1年間の収入(収益)別状況(15歳以上)

(単位 %)

区 分		50万円	50~99	100~	150~	200~	250~	300~	400~	500~	700~	1,000万	不明	
		未満	万円	149万円	199万円	249万円	299万円	399万円	499万円	699万円	999万円	円以上		
1993	鳥取県	総数	5.8	6.7	16.2	15.3	18.3	10.9	14.3	5.2	3.7	1.3	0.7	1.5
		男	3.9	3.6	9.1	12.0	21.2	13.4	19.2	7.8	5.2	2.1	1.1	1.4
		女	8.7	11.5	26.9	20.1	13.8	7.2	7.1	1.4	1.4	0.2	0.1	1.6
	全国	総数	10.3	11.5	11.1	10.2	11.7	8.8	13.1	8.3	7.9	3.0	1.1	3.0
		男	4.9	4.5	7.0	8.8	12.9	10.9	17.9	12.1	11.8	4.8	1.6	2.8
		女	17.6	21.1	16.8	12.2	10.0	6.0	6.4	3.2	2.6	0.6	0.2	3.3
2000	鳥取県	総数	8.4	8.3	11.5	12.6	14.7	10.7	13.3	7.2	5.9	2.1	0.7	4.7
		男	4.6	3.3	6.4	10.1	15.9	12.9	18.2	10.8	8.6	3.4	1.1	4.7
		女	13.3	14.6	18.0	15.8	13.1	7.8	7.1	2.6	2.4	0.6	0.0	4.7
2005	鳥取県	総数	7.8	10.3	14.3	13.0	14.6	8.9	11.2	5.4	3.9	1.6	0.4	8.5
		男	5.1	4.9	9.3	11.7	16.8	11.5	15.2	8.2	5.6	2.5	0.6	8.5
		女	11.2	17.0	20.7	14.6	11.8	5.7	6.2	2.0	1.8	0.5	0.1	8.4
2002	鳥取県	総数	8.8	9.9	11.9	9.2	11.8	9.0	13.4	8.1	9.2	6.2	1.7	0.9
		男	5.4	4.3	6.5	6.7	11.1	10.5	17.2	11.5	13.2	9.6	2.8	1.1
		女	13.1	16.9	18.6	12.2	12.5	7.1	8.7	3.7	4.2	1.9	0.3	0.7
	全国	総数	5.4	10.6	8.7	6.9	9.1	7.3	12.9	9.7	11.7	8.3	3.4	5.9
		男	3.3	3.9	4.7	5.1	8.3	7.8	15.7	13.2	17.0	12.7	5.5	2.8
		女	8.4	20.1	14.3	9.5	10.3	6.7	8.9	4.6	4.2	2.1	0.4	10.3

2002年：就業構造基本調査

表11 職業分類別・性別・給与形態別有業者数(部落・15歳以上)

(単位 %)

区 分		総数(人)	月給・報酬	日給月給	日 給	時間給	その他	不明
		専門的・技術的職業従事者	男	240	83.7	8.2	5.1	2.0
	女	466	77.7	8.8	2.9	8.8	1.3	0.4
管理的職業従事者	男	406	88.2	9.2	—	—	1.3	1.3
	女	98	70.0	15.0	5.0	10.0	—	—
事務従事者	男	314	85.0	9.8	2.6	1.3	0.7	0.7
	女	709	65.0	17.8	4.9	11.7	0.6	—
販売従事者	男	206	58.1	20.9	3.5	16.3	—	1.2
	女	430	22.0	26.0	7.5	43.0	0.5	1.0
サービス職業従事者	男	149	46.4	39.1	1.4	13.0	—	—
	女	266	29.1	29.1	12.6	27.2	1.9	—
保安職業従事者	男	58	53.3	33.3	6.7	6.7	—	—
	女	1	—	—	—	—	—	—
農林漁業従事者	男	412	41.2	29.4	5.9	11.8	5.9	5.9
	女	353	—	13.3	20.0	66.7	—	—
運輸・通信従事者	男	266	47.5	40.7	8.5	1.7	1.7	—
	女	18	42.9	42.9	—	14.3	—	—
技能工・採掘・製造・建設 作業者及び労務作業者	男	2,358	40.2	36.0	21.6	1.7	0.3	0.2
	女	864	34.2	34.2	11.8	19.2	0.5	—

「サービス職業従事者」でも男性三九・一%と、やはり「日給月給」率が高い。

また「日給」が多いのは、「サービス職業従事者」「農

職業分類別に給与形態をみると、「月給・報酬」は「専門的・技術的職業従事者」、「管理的職業従事者」、「事務従事者」といった部落の高等教育修了者が就労している職種男性で八割を超え、女性も六割を超えている。そして、「日給月給」が高率を占めるのは、「運輸・通信従事者」で、男女ともに四割を超えており、「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」でも男女ともに三五%前後となっている。また、

林漁業従事者」女性と「技能工、採掘・製造・建設作業  
者及び労務作業者」男女の三種である。

以上から、本県の部落の職業分類別就労者の給与形態  
からみた問題点は、次の二点である。

第一は、本県の部落の男性就労者の最大の職種といえ  
る「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」  
の場合、「月給・報酬」は男性でも四〇・二%しかなく、  
女性は三四・二%となっており、給与形態の面でも極め  
て不安定な就労状況にあるという点である。

第二に、賃金形態における男女格差の問題である。や  
はり、部落の女性の場合、圧倒的に「日給月給」「日給」  
「時間給」が多いという点である。

#### 4 被差別体験について

上述のごとく、二〇〇二年三月をもって特別措置法が  
失効したが、その事実をもって部落差別はすでに解消し  
たということがしばしば口にされる。しかし、現実には  
就労構造について確認したごとく、実態面での被差別の  
現実はまだ厳存しているといえよう。

一方、心理面での加差別の現実といえる部落に対する  
差別意識は、今回本県で実施した「同和問題についての  
県民意識調査」(二〇〇七年三月、鳥取県部落解放研究所か

ら公刊予定)で明らかかなように、「部落差別には無関心な  
故に、部落差別意識など持つはずがない。部落問題に関  
わることにより『寝た子』を起こすことになる」という  
極めて矛盾した意識として維持されている。

こうした状況のもとで、県内部落の人々が差別事象に  
より傷ついている実態の一端を、最後にみてみたい。

まず被差別体験の有無についてみると(表12)、「被差  
別体験有」は二九・九%、五年以内に受けたという被差  
別体験者はそのうち二割強となっている。この五年以内  
に二三・一%という数字は、「被差別体験有」(二九・九  
%)の内訳であり、部落の人全体の七%となる。この数  
字が高いか低いかは問題であるが、一つには被差別体験  
の問い方の問題もあり、二つには、表12にみられるよう  
に、どの年齢層においても一定数以上の被差別体験者が  
存在している意味の大きさを考えると、決して小さい数  
字とはいえないであろう。というのは、被差別体験こそ、  
部落の人にとっては差別の現実そのものであるからであ  
る。

そこで年齢階級別に被差別体験をみると、四五歳  
以上のすべての年齢で「被差別体験有」がほぼ四割と、  
一定の割合を占めている。これは、一つには過去の差別  
の厳しさを示すものであり、同時に被差別の現実を受け

表12 被差別体験一年齢階級別・時期別（複数回答）

(単位 %)

区 分	被差別 体験有	被差別体験の時期				被差別 体験無	不明	総数(人)	
		5年 以内	6～10年 以内	11年 以上前	不明				
全体	29.9	23.1	19.0	70.6	1.2	65.6	4.6	17,143	
年齢階級	14歳以下	2.1	91.7	—	5.6	2.8	82.3	15.6	1,707
	15～19歳	11.7	86.7	14.1	4.4	1.5	82.0	6.3	1,149
	20～24歳	15.6	64.6	36.6	12.2	0.6	81.0	3.3	1,050
	25～29歳	20.1	52.7	42.4	18.5	0.5	77.0	2.9	914
	30～34歳	27.6	38.0	43.1	32.5	2.0	69.6	2.8	923
	35～39歳	32.3	24.9	33.3	56.4	1.8	65.0	2.7	845
	40～44歳	35.0	22.9	22.7	73.5	0.8	61.9	3.1	1,107
	45～49歳	40.0	19.1	16.3	80.4	0.9	56.8	2.2	1,414
	50～54歳	40.1	17.5	15.4	79.5	0.8	59.0	3.0	1,524
	55～59歳	39.0	18.2	15.7	79.4	0.7	59.3	2.0	1,407
	60～64歳	38.3	18.8	16.7	76.1	1.3	59.3	2.4	1,028
	65～69歳	37.1	17.8	16.3	82.2	1.2	60.9	2.9	1,088
	70～74歳	38.8	10.5	12.4	85.4	1.1	57.0	4.2	1,222
	75～79歳	40.5	11.1	9.8	78.7	2.7	55.2	4.3	910
	80～84歳	38.3	9.7	8.7	93.2	1.0	57.6	4.1	538
85歳以上	38.5	5.7	9.8	91.8	1.6	54.6	6.9	317	

(注) 被差別体験の時期は複数回答（5歳以上）

止める力があることを示すものでもあろう。  
また、全年齢平均で「被差別体験有」は二九・九％に  
対し、三〇歳代においても「被差別体験有」が三〇％前

後ある。「最近一〇年以内」とすると、「三〇～三四歳」の被差別体験者（二七・六％）のうちの八割、「三五～三九歳」の被差別体験者（三二・三％）の約六割が該当する。そのうち「五年以内」が、「三五～三九歳」で二四・九％、「三〇～三四歳」で三八・〇％と高くなっており、今日なお差別事象が解消に向かっているとは解釈しがた  
い。

さらに、「一五～一九歳」の一・七％、「二五～二九歳」の二〇・一％という被差別体験率の意味するものは極めて重いものがある。同和教育が当然のごとく実施され、差別は犯罪と認識されつつある社会状況のなかで生きている若い世代でも、一～二割が差別を体験しているという事実を考えると、決して部落差別は過去のものではないといえよう。

表13は、年齢階級別にみた被差別体験の内容である。

まず一〇歳代では、同和教育が実施されているはずの学校生活における被差別体験が多いという事実を、同和教育を廃止したいと本音で考えている教育関係者はきちんと受け止める必要がある。

また二〇歳代・三〇歳代では結婚差別体験者が多く、たしかに年齢が若くなるほど部落外との結婚が増加してはいるが、そのことが結婚差別を完全に解消したという

表13 年齢階級別の被差別体験の内容（5年以内・複数回答）

(単位：%)

区分	総数(人)	結婚	就職	学校生活	職場や 職業上の つき合い	日常の 地域生活	その他	不明	
5年以内の 体験有全体	1,186	14.5	3.6	16.5	28.2	40.6	11.7	2.0	
年齢階級	14歳以下	33	—	—	84.8	—	12.1	6.1	3.0
	15～19歳	117	—	2.6	86.3	1.7	12.8	7.7	—
	20～24歳	106	19.8	3.8	40.6	24.5	21.7	8.5	0.9
	25～29歳	97	47.4	4.1	5.2	25.8	21.6	12.4	—
	30～34歳	97	33.0	7.2	4.1	33.0	25.8	12.4	1.0
	35～39歳	68	30.9	8.8	2.9	30.9	29.4	8.8	1.5
	40～44歳	89	11.2	4.5	1.1	32.6	53.9	10.1	1.1
	45～49歳	108	7.4	1.9	1.9	45.4	48.1	13.9	2.8
	50～54歳	107	11.2	0.9	0.9	46.7	46.7	11.2	2.8
	55～59歳	100	11.0	6.0	3.0	41.0	47.0	15.0	1.0
	60～64歳	74	9.5	2.7	2.7	39.2	52.7	12.2	4.1
	65～69歳	72	1.4	2.8	—	20.8	75.0	15.3	1.4
	70～74歳	50	—	—	2.0	16.0	76.0	10.0	10.0
75歳以上	68	4.4	2.9	4.4	11.8	67.6	19.1	4.4	

結論を導くことはできないといえよう。

#### 四 これからの課題

筆者に許された紙数に制限があり、二〇〇五年調査の一部、特に就労構造を中心に、部落差別が決して解消していないこと、そして同和行政の存続の必要性について提起した。もちろん私が分析したのは鳥取県の部落の実態である。他の自治体においても、部落差別がすでに解消しているか否かを検証するためには、今こそ部落の生活実態を調査することが求められているといえよう。

杉之原寿一は、部落の生活実態は大きく変化し、部落と部落外との格差が縮小し、現在はその格差や課題は特定の部落や階層にみられる部分的現象であるとして、同和行政の打ち切りを提案しているが、筆者が分析明示した就労構造の差別実態は、鳥取の部落の部分的現象といえるであろうか。

この杉之原の指摘で一番問題なのは、差別を格差と捉えていることである。私は、差別というのは格差ではなくて、質的に違ったものとして排除されているところに問題がある、と考えたい。この点をふまえた生活実態調査をすべきであろう。その意味で、差別の結果としての格差の解消も重要である。



同様の指摘は、奥田均が「部落の実態改善」から「部落問題の解決」へと問題認識の転換を提唱し、「関係論的認識を提案している。ただ私に理解できないのは(私の勉強不足だと思うが)、部落差別の実態を、①社会が抱える矛盾や人権侵害の「反映」と捉え、②しかし単なる反映ではなく、部落の場合には諸困難が「集中」的に現れているという彼の考え方である。たしかに、奥田は「差別の歴史性と悪循環が、こうした諸課題をより集中的に、部落にもたらしってきた」(傍点は引用者)とし、部落内外の格差は、その「集中」度を示してきたととらえている。しかし、先述したように、差別は格差ではなく、「質的に違ったもの」として排除された点にある」とするならば、部落内外の格差は質的に異なったものにとらえるべきではなからうか。

その意味では、私は佐藤裕のいう「関係モデル」としての差別論の立場に立ちたい。彼のいう関係モデルの「関係」とは、もともと異なっている社会的カテゴリーの間の関係ではなく、「よそ者」という関係をつくりだすことが差別なのだ指摘している。

本来、部落の人も部落外の人も現代日本社会の等しい権利をもつ成員であることを否定する人はいないであろう。それにもかかわらず、対等な成員であることやその

存在そのものを否定することが差別である。たとえば、就労の場面における、教育の場面における、結婚の場面における：異なる扱いを単なる格差ではなく差別として、同時に差別の結果として、調査することが重要であると思う。

#### 参考文献

- 奥田均『人権のステージ 愛とロマンの部落解放』解放出版社、一九九八年。  
 佐藤裕『差別論 偏見理論批判』明石書店、二〇〇五年。  
 部落解放・人権研究所編『変容する部落 多様化のなかの差別』解放出版社、一九九九年。